

茨城県報

第 6 1 0 5 号

昭和48年 3 月 29 日

木 曜 日

(明治35年 3 月 17 日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則

- ページ
- 茨城県市町村振興資金貸付規則の一部改正(地方課)..... 1
(公 安 委 員 会)
 - 茨城県警察組織規則の一部改正..... 2
 - 派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部改正..... 2
 - 茨城県公安委員会の事務委任に関する規則の一部改正..... 4

告 示

- 定款変更の認可(農地管理課)..... 5
- 土地改良事業の縦覧(〃)..... 5
- 道路位置の指定(建築指導課)..... 5
- 土地改良区役員の就任(常陸太田土地改良事務所)..... 6
- 土地改良区役員の退任(境土地改良事務所)..... 6
- (公 安 委 員 会)
- 警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示の改正..... 6
- 緊急自動車の指定..... 7
- 交通規制の一部改正..... 7

公 告

- 土地立ち入り測量(用地課)..... 10
- 住宅地造成事業の工事完了(建築指導課)..... 10
- 開発行為の工事完了(〃)..... 10

正 誤

- 昭和48年 2 月 19 日付茨城県報号外(2)中..... 11

規 則

茨城県規則第 6 号

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和48年 3 月 29 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県市町村振興資金貸付規則(昭和43年茨城県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「年6.5パーセント」を「年6.2パーセント」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年度の貸付金の貸付けから適用する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第5号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和48年3月29日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則(昭和46年茨城県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「水戸警察署および日立警察署に副署長を、」を「水戸警察署、日立警察署および土浦警察署に副署長を、」に改める。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

茨城県公安委員会規則第6号

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和48年3月29日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び

所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則(昭和35年茨城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2(1)警察官派出所名称、位置、所管区の部水戸警察署の款中

七軒町警察官派出所	水戸市七軒町1040	水戸市轟町、根積町、朝日町、高橋町、吉田町、宮内町、藤柄町、柵町6丁目の内4区、元吉田町(大鋸町、御手洗尼、薬王院、馬場、東組、西組の一部、同心松、一本松)、元台町、本1、2、3、4、5丁目、七軒町、水門町、横竹隈町、紺屋町、肴町、三間町、清水町、檜物町、江戸町、裡1、2、3、4、5丁目、青物物町、塩町、瓦谷町、浜田町(99番地以下)、吉沼町、渋井町、東大野町、中大野町、西大野町、坪大野町
曲尺手町警察官派出所	水戸市曲尺手町741	水戸市本6、7、8、9、10丁目、裡6、7丁目、材木町、鍛冶町、白銀町、銭谷町、曲尺手町、新町1、2丁目、浜田町(100番地以上)、

を

		竹隈町, 東台, 十軒町, 荒神町, 若宮町, 城東 1丁目の内5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15番, 城東2, 3, 4, 5丁目
--	--	--

七軒町警察官 派出所	水戸市七軒町1040	水戸市轟町, 根積町, 朝日町, 高橋町, 吉田, 宮内町, 藤柄町, 柵町6丁目の内4区, 元吉田 町(大鋸町, 御手洗尻, 薬王院, 馬場, 東組, 西組の一部, 同心町, 一本松), 元台町, 本 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7丁目, 八丁目, 九 丁目, 十丁目, 七軒町, 水門町, 横竹隈, 紺屋 町, 肴町, 三間町, 清水町, 檜物町, 江戸町, 裡1, 2, 3, 4, 5, 6, 7丁目, 青物町, 塩町, 瓦谷町, 浜田町, 材木町, 鍛冶町, 白銀 町, 銭谷前, 曲尺手町, 新町, 竹隈町, 東台, 十軒町, 荒神町, 若宮町, 城東1丁目の内5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15番, 城東2, 3, 4, 5丁目, 吉沼町, 渋井町, 東 大野, 中大野, 西大野, 坪大野
---------------	------------	---

改める。

同表同部日立警察署の款中

多賀町警察官 派出所	日立市末広町1丁目 1番3号	日立市末広町, 千石町, 桜川町, 東多賀町, 多 賀町, 河原子町4丁目, 大久保町1, 2丁目, 大久保町3丁目の内1, 2, 3, 4, 8, 9, 10, 11, 12, 16, 17番, 大久保町4丁目(12, 15, 16, 17, 18番を除く。), 大久保町の内広 内, 戸沢, 諏訪町1丁目の内13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21番, 諏訪町2丁目(6, 7 番を除く。), 諏訪町3, 4丁目, 諏訪町の内 北の沢, 滝の沢, 金沢町の内梶内, 金沢高野, 常磐線西側, 大沼町の内大沼社宅, 梶房, 常磐 線西側, 森山町
---------------	-------------------	--

多賀町警察官 派出所	日立市末広町1丁目 1番3号	日立市末広町, 千石町, 桜川町, 東多賀町, 多 賀町, 大久保町1, 2丁目, 大久保町3丁目の 内1, 2, 3, 8, 9, 10, 11, 12, 16, 17 番, 大久保町4丁目(12, 15, 16, 17, 18番を 除く。), 大久保町(広内, 戸沢), 諏訪町1 丁目の内13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21番, 諏訪町2丁目(6, 7番を除く。), 諏 訪町3, 4丁目, 諏訪町(北の沢, 滝の沢), 金沢町(梶内, 金沢高野, 常磐線西側), 大沼 町(大沼社宅, 梶房, 常磐線西側), 森山町
---------------	-------------------	---

改める。

同表(2)警察官駐在所名称, 位置, 所管区の部水戸警察署の款中

見川警察官駐在所	水戸市見川町	水戸市見川町(千波町見川を除く。), 見和町(常盤台, 春日台を除く。)	を に
見川警察官駐在所	水戸市見川町	水戸市見川町(千波町警察官派出所所管の一部を除く。), 見和町(県道水戸・岩間線以南)	
見和警察官駐在所	水戸市見和町	水戸市見和町(常盤台, 春日台, 県道水戸・岩間線以南を除く。)	

改める。

同表同部日立警察署の款中

大久保警察官駐在所	日立市大久保町	日立市大久保町3丁目の内5, 6, 7, 13, 14, 15, 18番, 大久保町4丁目の内12, 15, 16, 17, 18番, 大久保町5丁目, 金沢町(塙山の一部, 北向の一部, 報徳, 厚生)	を に
河原子警察官駐在所	日立市河原子町	日立市河原子町1, 2, 3丁目	
大久保警察官駐在所	日立市大久保町	日立市大久保町3丁目の内4, 5, 6, 7, 13, 14, 15, 18番, 大久保町4丁目の内12, 15, 16, 17, 18番, 大久保町5丁目, 金沢町(塙山の一部, 北向の一部, 報徳, 厚生)	
河原子警察官駐在所	日立市河原子町	日立市河原子町1, 2, 3, 4丁目	

改める。

別表第3を次のように改める。

警備派出所の名称, 位置

署 名	名 称	位 置
土 浦	筑波研究学園都市連絡派出所	新治郡桜村大字倉掛

附 則

この規則は, 昭和48年4月1日から施行する。

茨城県公安委員会規則第7号

茨城県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和48年3月29日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

茨城県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

茨城県公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和42年茨城県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 仮運転免許を与えることおよび仮運転免許の取消し

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第317号

昭和47年4月14日付で八千代村仁江戸土地改良区から申請のあつた定款変更を昭和48年3月22日認可した。

昭和48年3月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第318号

豊田新利根土地改良区が行なおうとする羽根野地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年3月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し

羽根野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和48年4月9日から昭和48年4月30日まで

3 縦 覧 の 場 所

竜ヶ崎市役所

茨城県告示第319号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和48年3月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	48. 3. 29	岩井市大字岩井字篠山 ^{4889—1, 6, 12, 13, 10, 11} ^{4891—7, 5}	4.00	34.50
2	〃	水海道市豊岡町字大目下丙2601	4.00	30.00
3	〃	猿島郡境町字田通445—11	4.00	42.00

茨城県告示第320号

那珂郡那珂町大字菅谷4456番地の9に事務所をおく那珂中部土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨届け出があつたので土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和48年3月29日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 岩 瀬 豊

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡那珂町大字門部2933	理 事	小 林 喜代寿	
〃 〃 大字南酒出811	〃	袴 塚 啓 寿	

茨城県告示第321号

猿島郡境町乙2175の4に事務所をおく長井戸沼土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和48年3月29日

茨城県境土地改良事務所長 安 達 敏 三

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字塚崎2554の2	監 事	染 谷 清 吉	

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第10号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示(昭和47年茨城県公安委員会告示第6号)の全部を次のように改正し、昭和48年4月1日から施行する。

昭和48年3月29日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示

警察において身体を拘束されている者の食料は1食76円とする。ただし、疾病その他特別の理由のあるときは、茨城県警察本部長は1食300円までこれを増額することができる。

茨城県公安委員会告示第11号

道路交通法施行令(昭和35年政令270号)第13条第1項の規定により、次のとおり緊急自動車の指定をしたので公示する。

昭和48年3月29日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
660	茨88す 1199	マツダ 48年	警察責務遂行用	茨 城 県 警 察 本 部
661	茨88せ 1131	ニッサン 48年	〃	〃
662	茨88せ 1132	〃	〃	〃
663	茨88せ 1133	〃	〃	〃
664	茨88せ 1134	〃	〃	〃

茨城県公安委員会告示第12号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項の規定により茨城県公安委員会が行なう交通規制(昭和45年茨城県公安委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

昭和48年3月29日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

別表第1 水戸警察署管内の表中126の項の次に次のように加える。

127	国 道 50号線	水戸市松ヶ丘1丁目2番41号先	旧茨交踏切
128	国 道 50号線	東茨城郡内原町大字大足908番先	大足交差点
129	国 道 123号線	東茨城郡桂村大字上坪1397番先	坪小入口

同表 笠間警察署管内の表中23の項の次に次のように加える。

24	国 道 50号線	西茨城郡友部町大字上市原1907番先	東屋前交差点
----	-------------	--------------------	--------

同表 大宮警察署管内の表中8の項の次に次のように加える。

9	県 道	那珂郡大宮町341番先	大宮町役場入口
---	-----	-------------	---------

同表 鉾田警察署管内の表中7の項の次に次のように加える。

8	国 道 51号線	鹿島郡旭村大字樺山576番先	樺山診療所入口
---	-------------	----------------	---------

同表 鹿島警察署管内の表中41の項の次に次のように加える。

42	県 道	鹿島郡神栖町大字木崎1228番の78先	鹿島臨鉄入口
----	-----	---------------------	--------

同表 土浦警察署管内の表中53の項の次に次のように加える。

54	県 道	土浦市神立町4300番先	神立駅前
55	県 道	土浦市桜町3丁目13番10号(茨観前)	桜町第4交差点
56	県 道	土浦市桜町3丁目13番1号(旧匂町交差点)	桜町第3交差点
57	県 道	土浦市桜町3丁目1番7号(旧朝日町交差点)	桜町第2交差点

同表 石岡警察署管内の表中25の項の次に次のように加える。

26	県 道	東茨城郡小川町大字野田70番先	野田小入口
27	国 道 6号線	東茨城郡美野里町大字中野谷485番先	中野谷交差点

同表 筑波警察署管内の表中9の項の次に次のように加える。

10	国 道 125号線	筑波郡筑波町大字小田3241番先	小田十字路
----	--------------	------------------	-------

同表 下館警察署管内の表中19の項の次に次のように加える。

20	国 道 50号線	下館市大字玉戸1056番の2先	市民病院入口交差点
----	-------------	-----------------	-----------

同表 下妻警察署管内の表中20の項の次に次のように加える。

21	国 道 294号線	下妻市大字下妻乙1038番の35先	下妻警察署南側交差点
----	--------------	-------------------	------------

同表 真壁警察署管内の表中4の項の次に次のように加える。

5	県 道	真壁郡明野町大字村田1700番先	明野農協支所前
---	-----	------------------	---------

同表 古河警察署管内の表中32の項の次に次のように加える。

33	県 道	古河市鴻巣564番先	鴻巣交差点
----	-----	------------	-------

34	県 道	古河市大字古河5852番の1先	台町交差点
----	-----	-----------------	-------

同表 境警察署管内の表中22の項の次に次のように加える。

23	県 道	岩井市大字矢作69番先	茨城ドライブイン前
----	-----	-------------	-----------

同表 取手警察署管内の表中18の項の次に次のように加える。

19	国 道 294号線	取手市大字米の井57番先	永山駐在所前
----	--------------	--------------	--------

別表第2 大宮警察署管内の表中93の項の次に次のように加える。

94	町 道	那珂郡大宮町341番先から同郡同町339番先まで (萩野谷方前から古徳方前まで)
----	-----	---

同表 日立警察署管内の表中35および36の項を次のように改める。

35	削 除
36	削 除

同表 鹿島警察署管内の表中244の項の次に次のように加える。

245	国 道 124号線	鹿島郡波崎町大字太田字宝山3099番先から向い側まで
246	国 道 124号線	鹿島郡波崎町大字太田字宝山3109番先から同郡同町同大字同字3106番先まで
247	県 道	鹿島郡波崎町大字太田字宝山3099番先から同郡同町同大字同字3109番先まで

同表 境警察署管内の表中149の項の次に次のように加える。

150	県 道	猿島郡境町1020番先から同郡同町1331番先まで (五ヶ谷方前から境大橋管理事務所前まで)
-----	-----	---

別表第18 結城警察署管内の表中18および19の項を次のように改める。

18	削 除
19	削 除

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年 3 月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 明 野 町
- 2 事業の種類 町道村田川崎線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
真壁郡明野町大字村田字柳町、字六反田、字越後下、字西吉間、字中町及び字下町地内
〃 〃 大字下川中子字川久保、字砂田、字北河原、字芝間、字添戸、字川崎及び字大坪
地内
下館市大字西石田字古川、字作田、字和具山及び字樽場地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和48年 3 月29日から昭和48年 6 月30日まで

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年 3 月20日に完了したことを公告する。

昭和48年 3 月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称
(第1工区)
筑波郡谷田部町大字山中字長山495番の2の一部、筑波郡谷田部町大字山中字トジラ山497番の2、同番の9
- 2 事業主の住所及び氏名
東京都新宿区戸塚町 3—16
国土産業株式会社
代表取締役 南 雲 進 治

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年 3 月14日に完了したことを公告する。

昭和48年 3 月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区の地域の名称
那珂湊市平磯町字三ツ塚3553番の1, 3562番
- 2 事業主の氏名及び住所
東京都港区浜松町2-4-1
宇宙開発事業団
理事長 島 秀 雄

正 誤

昭和48年2月19日付茨城県報号外(2)中、下記のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ, 行数, 欄 (左, 右)	正	誤
3 ページ上から5行目 左	三菱銀行水戸支店	三菱銀行
" " 右	水戸市泉町	水戸市南町
" 下から2行目 右	宮中9631の1	宮中9631の
4 ページ上から14行目 右	字下1の280の5	字下の280の5
5 ページ上から1行目 右	千石町1の3の12	千石町3の12
" 12行目 右	境町1894	境町1895
" 13行目 左	下館支店	下館支店
" 21行目 左	石岡信用	石岡市信用
" 下から3行目 左	多賀支店	宮田支店
6 ページ上から1行目 右	5262の2	526の2
" 上から3行目 左	奥谷支店	奥ノ谷支店
" " 右	奥谷92の4	奥ノ谷92の4
" 上から17行目 左	日立信用	日立市信用
" 上から20行目 右	2丁目26	2丁目23
8 ページ上から9行目 右	那珂町	那那町
9 ページ上から12行目 右	金慈郷村	金慈郷村
" 21行目 左	里美村農業	里美農業
" 下から8行目 左	大宮町農業	大宮農業
10 ページ上から1行目 右	那珂郡	珂珂郡
" 下から6行目 左	信田農業協同	信用協同
13 ページ上から11行目 左	大野村大同	大野村大同
" 下から9行目 左	組合板橋支所	組合坂橋支所
" " 右	大字板橋	大字坂橋
14 ページ上から4行目 右	八郷町大字上曾1774	八郷大字上曾上1774
" 13行目 右	大字下玉里	大下玉里
" 17行目 右	美野里町大字	美野里大字
15 ページ下から8行目 右	北相馬郡	北相郡
" 6行目 右	北相馬郡中谷町大字	北相郡守谷大字
" 4行目 右	北相馬郡守谷町大字	北相郡大字
16 ページ上から6行目 右	下妻市大字	下妻支所下妻市大字

18ページ上から18行目	左	関城町農業協同組合黒子支所	関本町農業協同組合里子支所
19ページ下から19行目	左	茨城県信用	城県信用
20ページ下から3行目	左	県立水戸第二	県立第二
〃 2行目	左	県立水戸第三	県立第三
21ページ上から11行目	左	茨城県立教育	茨城県教育
〃 12行目	左	県立水戸商業	県立戸市商業
〃 下から8行目	左	県立水戸工業	県水戸工業
22ページ上から1行目	左	県立経営	県経営
〃 7行目	左	県立後保護	県後保護
〃 8行目	左	県立リハビリ	県リハビリ
23ページ上から17行目	左	茨城県立	茨城城立
27ページ上から17行目	左	県西教育	県西教育
28ページ上から16行目	左	削除	茨城県立農業大学校岩井分校
〃 20行目	左	猿島農芸高等	猿農芸高等

28ページ下から3欄

正

茨城県立岩井高等学校

茨城県立農業大学校岩井分校

株式会社常陽銀行岩井支店

誤

茨城県立岩井高等学校

株式会社常陽銀行岩井支店

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所